

# 第3回成田市農業委員会総会議事録

令和5年9月7日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和5年9月7日(木)  
午後1時30分から午後3時

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長	諏訪恵昨		
1番	木村知子	11番	矢崎光二
2番	大竹卓	12番	萩原孝次
3番	宮城敏彦	13番	小川美智子
4番	田中敏雄	15番	宇井甲司郎
5番	浅井弘一	16番	泉水厚子
6番	京相稔	17番	藤崎明
7番	加藤茂	18番	坂田一郎
8番	渡邊義行	19番	湯浅恵介
9番	諏訪和恵		
10番	森川光江		

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和5年9月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

主幹兼農地係長	酒	井	宏	幸
振興係長	鎌	形	清	人
主査	宮	内	孝	史
主査	青	柳	紀	生

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、19名です。

定足数に達しておりますので、第3回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、8月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、5番 浅井弘一委員、6番 京相稔委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和5年9月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

（酒井主幹の挙手あり）

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

全体で12件の申請がございました。

①売買でございます。4件の申請がございました。

1番、譲受人である三里塚光ヶ丘の法人が、十余三にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畑1筆、13,288㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で耕作が困難であるため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、長沼にお住まいの譲受人が、千葉市中央区の相続財産管理人が管理する、押畑の田6筆、合計4,870㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲



受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続財産処分のため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

3番、三里塚御料にお住まいの譲受人が、香取市沢にお住まいの譲渡人が所有する、官林の畑2筆、合計4,486㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「病気で耕作が困難なため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、宝田にお住まいの譲受人が、千葉市花見川区にお住まいの譲渡人が所有する、宝田の田1筆、842㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「後継者がいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

議案集5ページでございます。

②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、大栄十余三にお住まいの受贈者が、大栄十余三にお住まいの贈与者が所有する、前林の田2筆、及び大栄十余三の畑6筆、合計28,211㎡の、贈与を受けたという申請でございます。受贈者の事由は、「父より贈与を受ける」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「子に贈与する」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

議案集6ページでございます。

③使用貸借権の設定でございます。5件の申請がございました。

1番から5番まで、9月4日に開催されました第2小委員会におきまして、新規就農に係る面接を実施した案件でございますが、同一の借受人であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。借受人である玉造二丁目の法人が、1番は船形にお住まいの貸付人が所有する、船形の畑2筆、合計1,335㎡に、2番は船形にお住まいの貸付人が所有する、船形の畑1筆、700㎡に、3番は船形にお住まいの貸付人が所有する、船形の畑2筆、合計2,174㎡に、4番は船形にお住まいの貸付人が所有する、船形の畑2筆、合計1,926㎡に、5番は船形にお住まいの貸付人が所有する、船形の畑2筆、合計677㎡に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は「貸付人と使用貸借により権利を設定し、新規就農したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付

人の事由は、「高齢のため、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

議案集8ページでございます。

④賃借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、賃借人である岐阜県養老郡養老町の法人が、大室にお住まいの賃貸人が所有する大室の畑1筆、2,602㎡に賃借権を設定したいというものでございます。賃借人の事由は「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

2番、香取市にお住まいの賃借人が、名古屋にお住まいの賃貸人が所有する名古屋の田1筆、1,021㎡に、賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は「隣接地を耕作しており、耕作に便利な申請地を賃借したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 議案集は3ページ、案内図・公図は1ページになります。

3条①売買の1番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は8名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は66.7%となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員及び重要な使用人2名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、

甘しょを作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田6筆を取得し、水稲を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑2筆を取得し、甘しょを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添

付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます

○議長 続きまして、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 去る9月4日、午後1時から、市役所6階、中会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。農業委員7名、農地利用最適化推進委員4名、合計11名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条の許可申請案件については現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は新田地区農業集落排水処理施設の北、市道十余三新田線を東に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は押畑排水機場の西、国道408号線の東側及び西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。続きまして、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番につきましては、申請地は、北総東部用水十倉三加圧機場の南西、市道前林新木戸線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の中で委員より、「三里塚から通作することか」との質問があり、事務局から「申請書はその内容となっております。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(田中委員の挙手あり)

○議長 田中委員

○田中委員 現地は草や木が生えており、何年も耕作していないと思われるが、問題ないのか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 譲渡人の事由が病気で耕作が困難なためとなっており、買い手を探している状況ですが、申請は甘しょを作付けするという計画であることから、時間がかかっても農地を復元すると考え、申請を受けております。

○議長 ほかにございませんか

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。続きまして、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、申請地は、宝田公民館の北東、市道宝田下堤線の東側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の中で委員より、「この田は、譲受人が耕作しているのか、譲渡人が耕作しているのか」との質問があり、事務局から「権利設定はされていませんが、譲受人が周辺の田を今年の4月に取得しておりますので、譲受人が耕作している可能性はあります。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、②贈与の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、田2筆、畑6筆を取得し、甘しょ及び飼料用作物を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な

利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者です。以上でございます。

○議長 続きまして、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番につきましては、申請地は、北総東部用水大堀山加圧機場の西、市道高堀2号線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定の1番から5番は、同一の借受人による申請であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条③使用貸借権の設定の1番から5番につきましては、法人による農地の権利設定でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書に目的欄に記載されております。

構成員要件の構成員は2名であり、議決権要件については、構成員である役員2名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員である役員2名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を

満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1番から5番は、畑9筆を取得し、空芯菜を作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから使用貸借権の設定の1番から5番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、借受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、③使用貸借権の設定の1番から5番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番から5番につきましては、申請地は、船形公民館の東、市道船形八代線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。また、新規就農のため、小委員会で面接調査を行いました。

営農計画としては、空芯菜を中心に無農薬野菜を作付けしたいという計画で、従業員は本人と母のみであるが、今後アルバイトでの雇用により対応していきたいとのことでした。また、農業経験は今年春から知り合いの畑を手伝っており、他に耕作に必要な技能習得はインターネット等を活用し、経営を進めてきたいとのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③使用貸借権の設定の1番から5番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 先ほど説明の中で、農業従事日数が150日以上という説明がありましたが、この方は経営面積がゼロですが、150日以上というのは個人としてなのか、それとも取得した後に法人として満たすということなののでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 今後の見込みとしまして、150日以上となっております。

○坂田委員 わかりました。



○議長 他にございませんか。

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 確認したいのですが、今回、使用貸借権の設定となっておりますが、通常であれば家族、親族以外は貸借権の設定となるかと思いますが、今回5件すべてが使用貸借権の設定ということで、そうなった理由を教えてください。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 こちらは貸付人の中の1人、その方のお子さんが借受人と面識があることから、そのお子さんが中心となって、高齢等により経営規模を縮小したいという方々と調整し、申請に至っております。

○議長 他にございませんか。

(泉水委員の挙手あり)

○議長 泉水委員

○泉水委員 何年契約ですか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 10年契約です。

○議長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定の1番から5番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。それでは③使用貸借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定の3番について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定の4番について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の4番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定の5番について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の5番は可決されました。

続きまして、④賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条④賃借権の設定の1番につきましては、法人が賃借により、畑1筆を借りる申請でございます。

法人形態は株式会社、賃借契約に解除条件が附されていることについては、賃貸借契約書の中に「農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除する」旨の条件の記載があり、要件を満たしております。

地域における適切な役割分担のもと、継続的な農業経営を行うことについては、確約書が提出されており、要件を満たすと思われまます。

業務執行役員又は使用人のうち、1人以上が農業に常時従事することについては、重要な使用人2名が農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人以外の法人が農地を借りるための要件を満たしております。また、農政課からは意見照会中ですが、口頭においては意見等ない旨いただいております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

また、基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は、畑1筆を賃借し、甘しょ及び人参を作付けしたいという営農計画です。取得後において行

う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、賃借人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条④賃借権の設定の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の2番は、田1筆を賃借し、レンコンを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、④賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、3条④賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、竜面集会所の北、市道芝昭栄線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の中で委員より、「譲受人が岐阜県の法人であるが、この法人が実際に耕作を行うのか」との質問があり、事務局から「この法人の従業員がこの地域の出身者であり、その方を通じて耕作を行っていく」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの説明及び報告につきまして、④賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の1番は可決されました。

○議長 続きまして、④賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、3条④賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、下門前共同利用施設の南西、市道下門前成井線を南に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「手前と奥の田がレンコンを栽培しているが、支障等はないのか」との質問があり、事務局から「奥側に今回の賃借人がレンコンを作付けしており、水稻の作付けに適していないことから、今回の申請に至りました。」との説明がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの説明及び報告につきまして、④賃借権の設定の2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集9ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で6件の申請がございました。

①売買でございます。2件の申請がございました。

1番、西大須賀にお住まいの譲受人が、松崎にお住まいの譲渡人が所有する、松崎

の畑2筆、合計494㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

2番、西大須賀にお住まいの譲受人が、松崎にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の畑2筆、合計494㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

議案集10ページでございます。

②賃借権の設定でございます。4件の申請がございました。

1番、賃借人である千葉市若葉区の法人が、川栗にお住まいの賃貸人が所有する、川栗の畑1筆、2,294㎡に賃借権を設定し、「現場事務所及び作業用ヤード用地」として、令和7年2月28日まで、一時転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

2番、賃借人である東京都葛飾区の法人が、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、官林の畑1筆の一部、682.10㎡に賃借権を設定し、「埋め立て事業の為の進入路用地」として、令和6年9月30日まで、一時転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

3番、賃借人である美郷台の法人が、名古屋にお住まいの賃貸人が所有する、名古屋の畑1筆、846㎡に賃借権を設定し、「農業用施設用地及び農業用資材置場用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます。

議案集11ページでございます。

4番、「許可後の計画変更承認」でございます。賃借人である長生郡長生村の法人が、松崎にお住まいの賃貸人が所有する松崎の田1筆、110㎡を、ガス井戸掘削工事に伴う進入路用地として、令和4年10月28日付けで、千葉県知事の許可済となっておりますが、工期の延長により、一時転用期間を当初の令和5年9月30日から令和6年3月10日まで延長したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料19ページに案内図、20ページに公図の写しがございます。

以上で、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 議案集は9ページ、案内図・公図は9ページ、10ページをお開きください。

5条①売買の1番です。農地の区分は、農用地域内にある農地のため、令和5年8月18日告示により除外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、航空機騒音障害防止特別地区内の居住者の移転補償に伴う専用住宅用地です。

資力及び信用については、移転補償額証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和6年6月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、開発許可申請書が8月23日付けで提出されております。道路法につきましては、令和5年8月31日付けで道路工事施行承認書が交付されております。

計画面積の妥当性については、494平方メートルの敷地に、建築面積約123平方メートルの専用住宅及び建築面積約53平方メートルの倉庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから、妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枥を設置し、敷地内処理とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、八生小学校の北東、市道松崎中郷線を北側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。続きまして、農地法第5条①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 それでは、議案集は同じく9ページ、案内図・公図は11ページ、12ページをご覧ください。

5条①売買の2番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年8月18日告示により除外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、航空機騒音障害防止特別地区内の居住者の移転補償に伴う専用住宅用地です。

資力及び信用については、移転補償額証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和6年6月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましても、開発許可申請書が8月23日付で提出されております。道路法につきましても、令和5年8月31日付けで道路工事施行承認書が交付されております。

計画面積の妥当性については、494平方メートルの敷地に、建築面積約177平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから、妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枡を設置し、敷地内処理とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、八生小学校の北東、市道松崎中郷線を北に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(加藤委員の挙手あり)

○議長 加藤委員

○加藤委員 専用住宅用地は500㎡以下というひとつの規定がありますが、今回の案件は1番、2番とも494㎡となっていますが、分筆してその面積になっているのでしょうか。理由や何かこだわり等があるのでしょうか。前回は494㎡というのがあったと思いますが、農家住宅ですともう少し大きくなりますよね。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 分筆しております。理由はありませんが、偶然494㎡となっています。

また、農家住宅ですと1,000㎡未満となります。

○加藤委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条②賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 議案集は10ページ、案内図・公図は13ページ、14ページをお開きください。

5条②賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、現場事務所及び作業用ヤード用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。



申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和7年2月28日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、遠山公民館の西、市道大清水東和田線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②賃借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条②賃借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 議案集は10ページ、案内図・公図は15ページ、16ページをご覧ください。

5条②賃借権の設定の2番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、

今回の申請は、3年以内の一時的な利用で、その必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、埋め立て工事に伴う進入路用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年10月1日着手、令和6年9月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、残土条例につきましては、令和5年8月14日付で特定事業事前協議済書が発行されており、近日中に特定事業許可申請書が提出される見込みです。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、同意済みであり、問題となる点は認められません。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、北総東部用水十倉三加圧機場の北西、市道伊能赤池線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草が生い茂っておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②賃借権の設定の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条②賃借権の設定の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 議案集は同じく10ページ、案内図・公図は17ページ、18ページを開きください。

5条②賃借権の設定の3番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地ですが、令和4年11月30日付けで農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として用途変更がなされ、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、許可し得る農地に該当します。

転用目的は、農業用施設、甘しょの貯蔵庫用地及び農業用資材置場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年10月1日着手、令和5年12月10日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、846平方メートルの敷地に、建築面積約450平方メートルの貯蔵庫を設ける計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、集水柵を設けた上で、市道側溝へ放流とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の3番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の3番につきましては、申請地は、小御門保育園の西、市道小御門七沢線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②賃借権の設定の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条②賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 議案集は11ページ、案内図・公図は19ページ、20ページをお開きください。

5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の4番です。農地の区分については、第1種農地です。第1種農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に許可できる場合に該当します。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農地等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われまます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、現在申請の用途であるガス井戸掘削工事に伴う進入路用地として使用中です。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和4年に許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②賃借権の設定の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の4番につきましては、申請地は、八生公民館の北東、市道松崎下福田線の西側に隣接する農地で、現況は進入路用地として利用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②賃借権の設定の4番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、令和5年度、第7次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、湯浅委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(湯浅 委員 退室)

○議長 それでは、議案第3号、令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 それでは、議案集12ページをお開き願います。

議案第3号、令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について、でございます。

成田市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、13ページに記載のとおり、「令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、14ページから17ページの総括表により、ご説明いた

します。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、18ページから61ページをご覧ください。

それでは、議案集14ページをご覧ください。

1. 利用権設定、賃借権でございます。

契約期間10年のものが、すべて田で3筆1件、1,185㎡で、詳細は18ページの1番でございます。

内訳につきましては、すべて新規設定でございます。

議案集15ページをお開き願います。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定、使用貸借権でございます。

契約期間10年のものが、159,571.2㎡、田103筆9件、145,285㎡、畑23筆5件、14,286.2㎡で、詳細は19ページの1番から23ページの14番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間5年のものが、11,587㎡、田7筆4件、6,492㎡、畑1筆1件、5,095㎡で、詳細は23ページの15番から24ページの19番でございます。

契約期間10年のものが、389,066.95㎡、田279筆80件、374,359.95㎡、畑11筆4件、14,707㎡で、詳細は24ページの20番から38ページの103番でございます。

契約期間10年3カ月のものが、すべて田で27筆5件、41,862㎡で、詳細は38ページの104番から39ページの108番でございます。

合計の契約面積は、602,087.15㎡、田416筆98件、567,998.95㎡、畑35筆10件、34,088.2㎡でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積332,592.2㎡、田227筆46件、316,211㎡、畑28筆4件、16,381.2㎡、再設定が契約面積269,494.95㎡、田189筆52件、251,787.95㎡、畑7筆2件、17,707㎡でございます。

続きまして、議案集16ページでございます。

2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集40ページから60ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

続きまして、議案集17ページでございます。

3. 所有権移転でございます。1件ございました。

詳細につきましては、議案集 6 1 ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

1 番、大和田にお住まいの譲受人が、神奈川県厚木市にお住まいの譲渡人が所有する大和田の田 1 筆、1 7 8 m<sup>2</sup>を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和 5 年 1 1 月 1 5 日でございます。

本件につきましては、利用権設定に基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものです。

以上で、議案第 4 号、令和 5 年度第 7 次農用地利用集積計画の決定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第 3 号について、湯浅小委員長に代わり、事務局から小委員会報告をお願いいたします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○小委員長 (酒井主幹) 議案第 3 号、令和 5 年度第 7 次農用地利用集積計画の決定につきましては、委員より「利用権設定の法人は営農形態が牧畜業であるが、田を借りて何を行うのか」との質問があり、事務局から「飼料用作物を作付けする」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第 3 号、令和 5 年度 第 7 次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第 3 号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた委員の入室をお願いいたします。

(湯浅 委員 入室)

○議長 次に、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画案(令和 5 年 9 月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集 6 2 ページをお開き願います。議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画案（令和 5 年 9 月）について、でございます。

今回ご審議いただくものは、過去の利用集積計画により農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この促進計画にて担い手等へ貸付ける内容でございます。

詳細につきましては、議案集 6 4 ページに記載のとおりであり、合計面積につきましては、田 1 筆 1 件、2 4 3 m<sup>2</sup>でございます。

以上で、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画案（令和 5 年 9 月）について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

○議長 次に、議案第 4 号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

（湯浅 小委員長の挙手あり）

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画案（令和 5 年 9 月）につきまして、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画案（令和 5 年 9 月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第 4 号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第 1 号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

（酒井主幹の挙手あり）

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集 6 5 ページをお開きください。

報告第 1 号、専決処分について、でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第 7 条第 1 項の規定により、専決処分をしましたので、ご報告いたします。

議案集 6 6 ページをご覧ください。

①農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出でございます。6 件の届出がございました。



この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を審査し、専決処分をいたしました。

議案集69ページをご覧ください。

②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。1件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。12件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で、報告第1号 専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集74ページをお開きください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

21件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願ひいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願ひいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願ひいたします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 それでは、議案集81ページをお開きください。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。全体で3件の届出がございました。

①農地法施行規則第29条第1号の規定による届出が1件ございました。

これは、2a未満の農業用施設用地への転用になります。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

②農地法施行規則第53条第14号の規定による届出が2件ございました。

これは、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置携帯電話無線基地局設置に伴う届出になります。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願ひいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願ひいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集83ページをお開きください。

報告第4号 農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より5件、成田出張所より1件、

②成田市の照会分として1件、合計7件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第3回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年9月7日

議事録署名人

---

---

---